届出資料１５

会　費　延　納　届

日本セーフティパドリング協会　代表理事 殿

提出日：　　年　　月　　日

下記の事情により会費納入を延期したく、会費規定第6条に基づき届け出いたします。

延納の理由		
延納する会費	１、正会員年会費	２、一般会員年会費
	３、準会員年会費	４、その他
納入予定 （期限より2ヶ月以内）	年　　月　　日ごろ	
フリガナ		
会員番号　　氏名　　印		
住　　所　　（〒　　）		
電話・携帯番号		
所属スクール名		

事務局　記入欄

受付日	理事会送達日	審議結果	本人通知			
		承認　非承認				
備考						

■手続き

①事務局に「延納届」を提出。

②事務局は、業務執行理事に理事会審議を依頼し、審議結果を届出人に通知する。

■会費規定6条

期日までに会費の支払いが困難な会員は、支払期日の2週間前までに理事会に延納届を提出し、理事会の承認を得れば支払期日を2ヶ月間延期することが出来る。

■一般社団法人日本セーフティパドリング協事務局　japan-sefe-padlling.org

〒240-0105神奈川県横須賀市秋谷4296-5　2F　TEL&FAX 046-856-8455

20220308